

令和 6 年度 第 67 回奈良市景観審議会 会議録

開催日時	令和 6 年 5 月 20 日（月曜日）10 時 00 分から 11 時 30 分		
開催場所	奈良市役所 北棟 2 階 202 会議室		
出席者	委員	平尾会長、東委員、井原委員、北村委員、倉橋委員、西川委員、松本委員【計 7 名】（欠席 3 名）	
	オブザーバー	奈良県 景観・自然環境課 街道課長	
	事務局	都市整備部：梅田部長、藤原次長 都市計画課：角井課長、郡課長補佐 袴田係長、河嶋、明石 文化財課：松浦課長、山口課長補佐 新駅まちづくり推進課：徳岡課長	
	関係者	なし	
開催形態	公開（傍聴 0 人）	担当課	都市整備部 都市計画課
議題又は案件	【報告案件】 「八条・大安寺周辺地区まちづくりに伴う奈良市景観計画・屋外広告物規制の改正の検討」について、答申に対する対応 【諮問案件】 「(仮称)プレサンスロジェ奈良市大宮町 6 丁目 新築工事」について		
決定又は 取決め事項	「八条・大安寺周辺地区まちづくりに伴う奈良市景観計画・屋外広告物規制の改正の検討」については、意見等はなかった。 「(仮称)プレサンスロジェ奈良市大宮町 6 丁目 新築工事」については、意見等を付して、再協議となった。		
諮問に関する議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
事務局 会長	【報告案件】 「八条・大安寺周辺地区まちづくりに伴う奈良市景観計画・屋外広告物規制の改正の検討」について、答申に対する対応について 案件説明（略） 今のご説明について、何か意見等はあるでしょうか。 特にないようですので、次の案件の説明をお願いします。		

	【諮問案件】 「(仮称)プレサンスロジェ奈良市大宮町 6 丁目 新築工事」について
事務局	案件説明（略）
会長	屋根の形状について、景観ガイドラインには地域特性を生かしたという表現があり、その下の解説部分にイメージ図が書かれていると思います。今回の計画は、この基準をどのようにとらえているのでしょうか。
事務局	建物の両端の壁を少し控えることで、道路から見上げた時に庇のように見えるように工夫している計画です。
会長	それは、事務局も同様の考えでしょうか。
事務局	我々もこの計画の考えを理解した上です。
会長	本日に至るまで、事業者はこの基準については説明していないのでしょうか。
事務局	当初より説明させていただいております。その上で、事業者の考えを聞いたうえでの本日です。
会長	パースを見たときに、勾配屋根にみえると思いますか。 景観を育てるという観点でいえば、事業者の努力の部分は必要だと思います。その中で、この基準を妥協することが、はたしていいのかどうかだと思います。 今回のこの計画を見たときに、基準には合致しないと私は思います。 ちなみに、色彩は基準の範囲内に収まっておりますか。
事務局	はい、収まっております。
会長	屋根の話に戻りますが、先ほどからの説明では庇とおっしゃっていましたが、これを見たときに庇に見えるのでしょうか、私はそう思いません。また、基準には庇という言葉を使っておらず、勾配屋根に類似したとありますので、事務局の考え方ははたしてあっているのでしょうか。
委員	ガイドラインに図示した意味合いや、これから景観を育てていくことを考えていくと、この計画で進めていくことは今後のことを思うと危険ではないのでしょうか。少しの出幅で良しとするかどうかだと思います。
会長	事務局の、事業者とのコミュニケーションや我々との関係性を考えると、この計画が悪いとは言いきませんが、今の我々の意見は厳しいとらえられてしまうのでしょうか。
委員	建築の専門ではないですが、ガイドラインの図を見たときに、本計画はガイドラインに沿っていないと言わざるを得ないのでしょうか。
委員	基準には道路に面するとはありますが、今回のような中高層建築物の場合どちらかといえば、中景遠景に対する影響も考えないといけないのではないのでしょうか。 この計画が、検討した結果ここまでなら出来ます、ということであればそれを前提で検討しますが、それでもよりよい景観をとかんがえるとこれでいいのかなという印象を受けました。
会長	みなさま今までと同じ意見でしょうか。せっかくガイドラインがあるのだから、それに沿った計画を指導するべきです。
委員	パースを見たときに、軒裏がかなり白く見えます。少し落とした色にするべきかと思い

	ます。
会長	最低でも N8 かなと思います。図面に表記してください。
事務局	確認した上で、指示します。
委員	色彩的にはうまくまとまっていると思います。パースの色が顕著に出ているだけではないと思います。
会長	緑地については、数量規制はありませんでしたね。その中で、ある程度努力して設置してということでもいいでしょうか。
事務局	はい、その通りです。
委員	確かに、図面を見れば努力していると感じます。その中で、北東部分に日当たりが必要な樹種の計画をされているので、維持管理の面で気になります。建物の配置から見たら抜けがあるので大丈夫かとは思いますが、枯れてしまっただけでは目も当てられないので維持管理を頑張っていただく必要はあると思います。
会長	他に何かあるでしょうか。
	では、屋根形状の意見に対して、事務局の見解も含めて回答を求めます。
事務局	確認資料を作成の上、メールでの対応をお願いします。
会長	わかりました。メールで確認した上で、必要であれば審議会という形でお願いします。以上で、終了いたします。
	【 以 上 】